

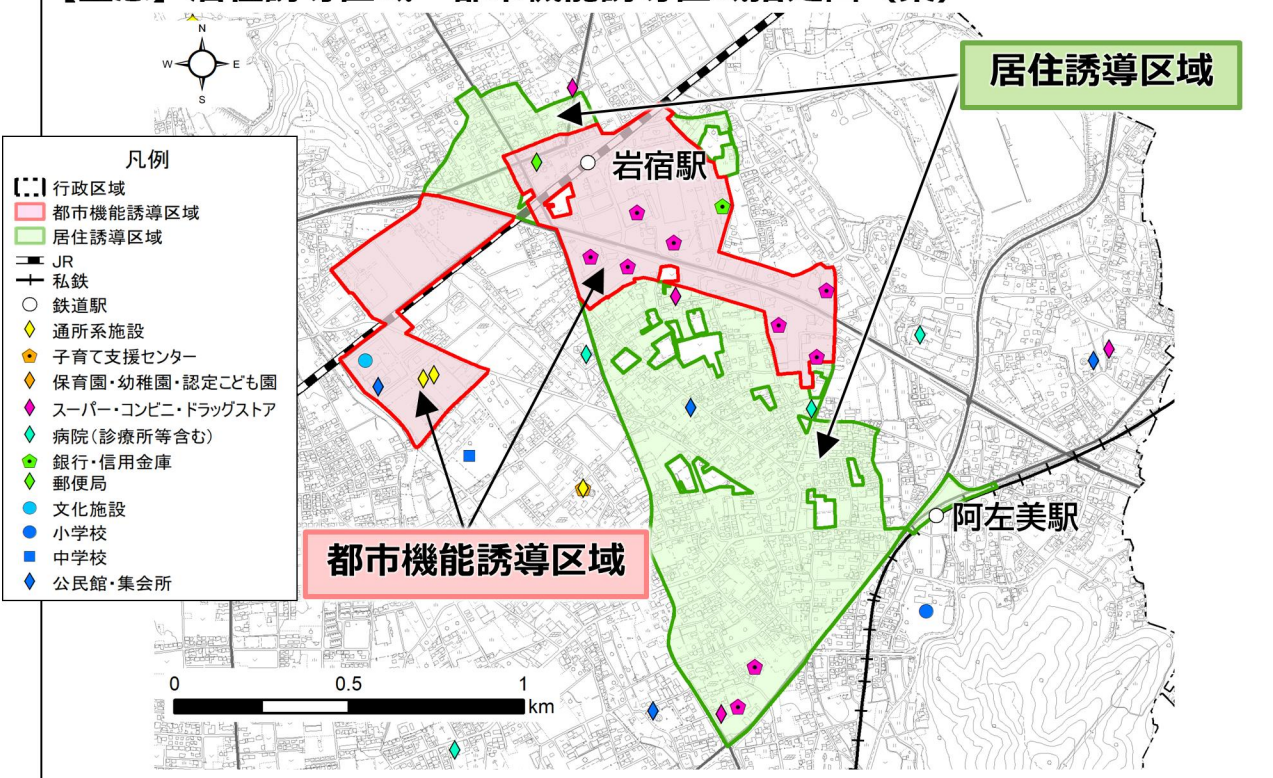
みどり市立地適正化計画を策定します！

みどり市では、令和7年12月末を目標に立地適正化計画の策定作業を進めております。

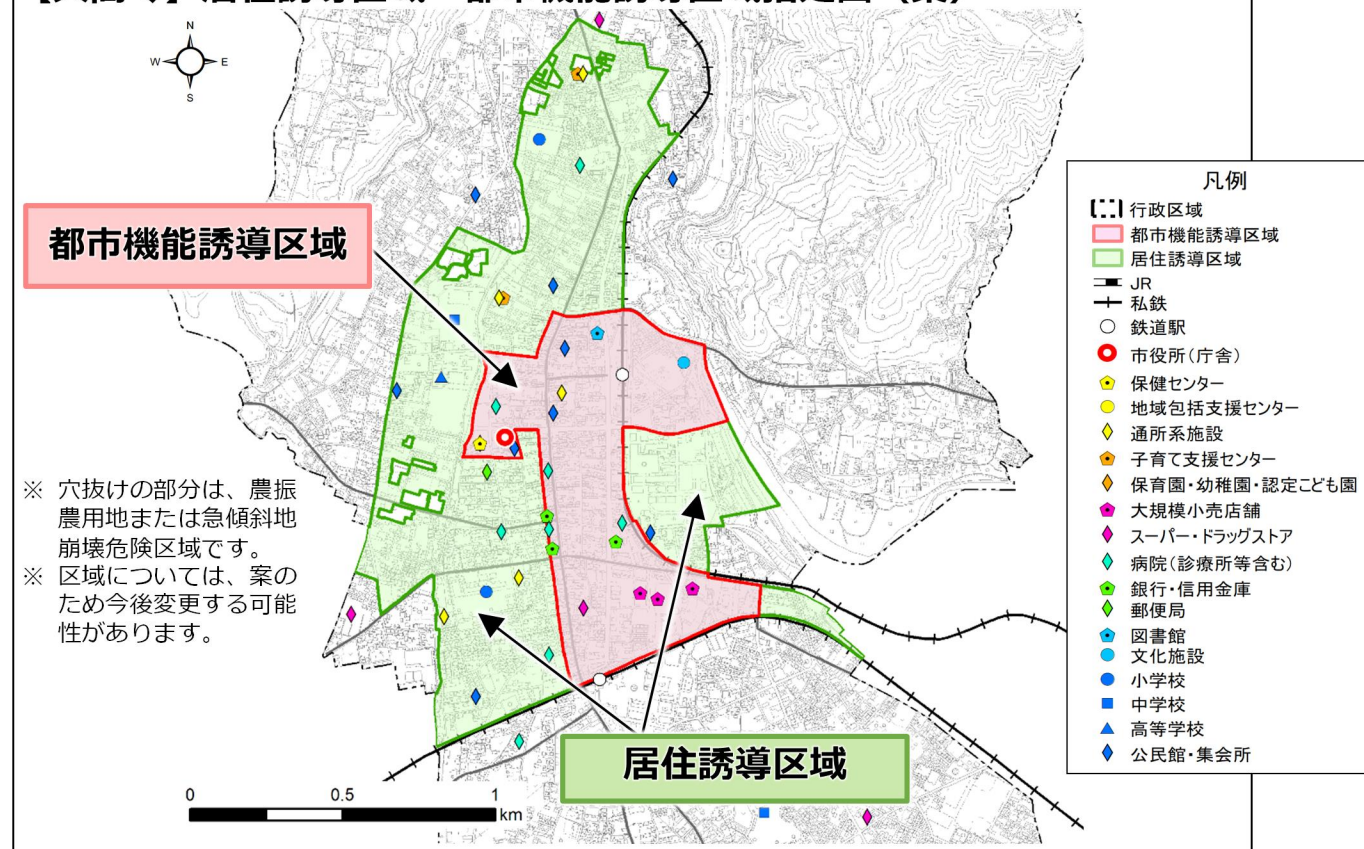
誘導区域や誘導施設は、下記及び裏面のとおりとなります。

特定の建築や開発など裏面に記載のある行為に該当する場合は、事前に届出が必要となりますのでご確認いただきますようお願いいたします。

【笠懸】居住誘導区域・都市機能誘導区域指定図（案）



【大間々】居住誘導区域・都市機能誘導区域指定図（案）



誘導施設について（笠懸・大間々地区）

都市機能誘導区域への立地を誘導する施設を次のとおり位置づけます。

機能	誘導施設(集約施設)	定義	笠懸 地域拠点	大間々 地域拠点
福祉	保健センター	みどり市保健センター条例第2条に規定する保健センター	—	●
子育て	地域子育て支援センター	みどり市地域子育て支援拠点事業に位置づけられる地域子育て支援センター	○	○
	保育園	児童福祉法に基づく施設		
	幼稚園	学校教育法に基づく施設		
	認定こども園	認定こども園法に基づく施設		
商業	大規模小売店舗(1,000㎡以上)	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗で、店舗面積1,000㎡以上	●	●
医療	診療所・医院	医療法に基づく病床数19床以下の診療所・医院	○	●
金融	銀行・信用金庫等	銀行法第2条第1項に規定する銀行、信用金庫法に基づく信用金庫	●	●
教育・文化	図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館	—	●
	文化ホール・余興場・市民体育館	笠懸文化ホール条例、ながめ余興場条例、みどり市民体育館条例に基づく施設	●	●

【凡例】

●:誘導施設に設定（施設の維持・充実を図る） ○:誘導施設に設定（新規に誘導を図る） —:誘導施設に設定しない

届出が必要になるパターン

公表後は以下の①～③で行為着手の30日前までに、届出が必要になります。

- ①居住誘導区域外での3戸以上の住宅の開発・建築等
- ②都市機能誘導区域外での誘導施設の開発・建築等
- ③都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止

※公表時期から30日以内に、行為着手の予定がありましたら、事前に都市計画課までご相談ください。

【問合せ先】

都市建設部 都市計画課 都市計画係
(直通) 0277-76-1903